

質 問 回 答

2023年9月15日

「ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト／ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査」

(公示日:2023年9月6日／調達管理番号:23a00541)について、質問と回答は以下の通りです。

※ 2023年9月8日実施の業務内容説明会における質問も含まれます。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|--|
| 1 | P7 第1章9.(1)1)業務管理体制及び若手育成加点 | 副業務主任者を1名のみ配置し、当人の専門分野について、総括とは異なる専門分野を担い、その専門分野が無償 or 技プロのみである場合、若手加点は1点になりますでしょうか？2点となりますでしょうか？ | 副業務主任者について、2つの案件で異なる方を配置した際、双方ともに要件に合致する場合は2点を加点、どちらかが要件を満たしていない場合は1点を加点します。 |
| 2 | P13、第2章、II.【2】、第4条、2.、(3)事業実施体制及び業務分担 P31、(参考)別途派遣する専門家の業務内容 | <p>(1) 長期専門家は業務調整/援助強調となっておりますが、コンサルタント業務の団員としなかった理由は何でしょうか？</p> <p>(2) 既に人選は決まっているのでしょうか？これから公募で選定するのでしょうか？</p> <p>(3) 活動内容の中に「年間活動計画の取りまとめと運営を行う。」とありますが、コンサルタント契約における業務計画とプロジェクト運営との位置づけはどうか考えれば良いのでしょうか？</p> <p>(4) 活動内容の中に「公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を適切に行う。」とありますが、公金管理とは何を指していますでしょうか？ また、コンサルタント契約における会計もコンサルタント契約ガイドラインにしたがって行ってくれると理解して良いのでしょうか？</p> <p>(5) 活動内容の中に「IRRI への委託契約についての事務手続き及び監督業務を行う」とありますが、「委託契約」の内容は何ですか？ この費用</p> | <p>(1) 同国に対する農業協力が無く、農業関係者との関係構築や農業をはじめとする各種情報が限定されていることから、円滑な案件実施のため長期滞在型の人員が必要と判断しました。</p> <p>(2) 人選は今後行います。</p> <p>(3) 本長期専門家はコンサルタントの業務を補完する目的で派遣しますが、ここで言う年間活動計画とは長期専門家本人の活動計画を指します。</p> <p>(4) 長期専門家の活動費とコンサルタントの活動費は別に管理します。ここで言う公金や物品とは、長期専門家の活動範囲を指します。</p> <p>(5) 粃の一次乾燥平型乾燥機の作成を想定しています。同契約の管理は長期専門家がを行い、費用についてはコンサルタント契約とは別に確保しています。</p> <p>(6) 上記(4)、(5)のとおり。</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | <p>はどこから出すのでしょうか？ この契約に関するコンサルタントの関与について具体的に教えて頂けますでしょうか？</p> <p>(6) 業務調整/援助強調の活動費は本業務から出費するのですか？ IRRIの委託契約に係る必要経費はどの様な扱いになるのでしょうか？</p> | |
| 3 | P15 第2章Ⅱ.【2】第5条2. 2-4 現地再委託 | <p>収穫後処理研修用種子(15頁&57頁)を再委託と記載されていますが、種子生産を委託するということでしょうか？</p> | <p>収穫後処理研修に用いる種子については、近隣農家及び種子取扱業者等より調達することを想定しています。</p> <p>企画競争説明書(P15)第2章2.【2】第5条2-3機材調達、2-4現地再委託について、以下のとおり修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <p>2-4 1 収穫後処理研修用種子</p> <p>(修正後)</p> <p>2-3 4 収穫後処理研修用種子</p> <p>2-4 1 削除(2及び3をそれぞれ1, 2に繰り上げ)</p> <p>企画競争説明書(P57)第3章4.(4)1)ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクト4収穫後処理研修用種子の費用項目について、以下のとおり修正いたします。</p> <p>(修正前) 現地再委託費</p> <p>(修正後) 機材購入費</p> |
| 4 | P.27 【2】選択項目 □段階的な計画策定(計画フェーズ・本格実施フェーズ) | <p>これは、本件業務は、計画フェーズ及び本格実施フェーズの両者から構成されるという意味でしょうか。それとも、本記載は、技プロ一般の雛形を記載したのみであり、本件技プロでは計画フェーズ及び本格実施フェーズの区分けはない、という理解が正しいでしょうか。</p> | <p>【2】選択項目のうち、表題口にチェックの無い項目は本件では対象外です。本件、技プロでは計画フェーズ及び本格実施フェーズの区分けはございません。契約時の特記仕様書からは削除するよういたします。</p> |
| 5 | P31 Ⅱ. 別添 (参考)別途派遣する専門家の業務内容 | <p>業務調整の他に、チーフアドバイザーを派遣予定となっておりますが、チーフアドバイザーの派遣期間、具体的な活動内容についてご教示いただけますでしょうか。</p> | <p>別途派遣予定の専門家は業務調整のみの予定で、チーフアドバイザーの派遣予定はありません。P31 に記載のチーフアドバイザーは本案件の業務主任者を想定しています。</p> |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 6 | <p>P.32 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容</p> <p>特記仕様書(案)での該当条項 1 第5条4.(1) 2 第5条4.(3) 3 第5条業務の内容4.(1) 4 第5条業務の内容4.(1)</p> | <p>特記仕様書(案)に該当する条項が見当たらず、正しくは「第5条2.」と読み替えて差し支えないでしょうか？</p> | <p>ご指摘のとおりです。 第5条4.(1) → 第5条2.(1) 第5条4.(3) → 第5条2.(3) 第5条業務の内容4.(1) → 第5条2.(1) 第5条業務の内容4.(4) → 第5条2.(4)</p> <p>契約時の特記仕様書では上のとおり修正することとします。</p> |
| 7 | <p>P34、第2章、Ⅲ.【2】、第4条、1.、(2)計画策定のプロセス</p> | <p>(1) 第1次現地調査派遣前会議はいつを想定していますでしょうか？ (2) 第2次現地調査派遣前会議はいつを想定していますでしょうか？ (3) 第1次現地調査、第2次現地調査の官ミッション派遣時期はいつでしょうか？ 何日間を想定していますでしょうか？</p> | <p>(1) 第一次現地調査派遣前にインセプション・レポートを取りまとめ、JICA 及び日本側関係者と方針を確認することとしています。本会議での確認事項を十分検討する期間が得られるよう会議時期を検討いただくようお願いいたします。 (2) 同上 (3) 両調査ともに 10 日間前後を想定しています。第一次調査については 2024 年 1 月 21 日頃から、第二次現地調査については 2024 年 6 月下旬頃から参画する予定としています</p> |
| 8 | <p>P36、第2章、Ⅲ.【2】、第5条、1.、(5)免税情報の収集・整理</p> | <p>JICA が過去に取り纏めた免税情報シートの最新版は何年でしょうか？</p> | <p>免税情報シートの導入後に開始したブルンジへの無償資金協力は本件が初めてになります(免税情報シートは存在しません)。</p> |
| 9 | <p>P36、第2章、Ⅲ.【2】、第5条、1.、(7)概略事業費の算出 P42、第2章、Ⅲ.【2】、第6条、1.、(3)概略事業費積算内訳書・機材仕様書</p> | <p>「現地企業活用型の場合は」との記載がありますが、一般無償ではなく、現地企業活用型での案件形成も想定されているのでしょうか？</p> | <p>本事業は無償資金協力であり、P36 第5条1.(7)1)3 行目からの()内及び P42 第6条1.(3)2 行目からの()内は該当いたしません。</p> |
| 10 | <p>P40、第2章、Ⅲ.【2】、第5条、2.、(8)治安に関する安全遺作</p> | <p>安全対策ガイダンスの対象に該当する案件の場合とありますが、本業務は該当しますでしょうか？ 該当する場合、カテゴリは何になりますでしょうか？</p> | <p>当国の危険情報から、カテゴリ II に分類されます。</p> |

| | | | |
|----|---------------------------------------|---|--|
| 11 | P40、第2章、Ⅲ.【2】、第5条、1,3. 現地再委託／国内再委託 | 施設調査(国内分析)は国内再委託としており、調査1と2を結果分析及び取りまとめとなっています。現地調査内容を国内再委託として業務発注する計画の背景、理由は何でしょうか？ | 主に2自然条件調査において、既存構造物付近の地質・地盤調査を実施予定です。調査結果を詳細に分析するために本邦内の地質分析に知見を有する専門業者に再委託することを想定していますが、現地再委託での実施が可能と判断出来れば、現地再委託を認めることとします。このことは契約交渉時に協議することとします。 |
| 12 | P41、第2章、Ⅲ.【2】、第6条、1 報告書等 | 概要資料の提出時期はいつを想定していますでしょうか？ | 第二次現地調査後速やかに提出いただくようお願いします。 |
| 13 | P44 Ⅲ. 別紙1 案件概要表 | 無償案件の機材に耕耘機が含まれている理由をお教えいただけますでしょうか？ | 良質なコメ生産のためには、適期・適切な耕耘も重要となります。公社による適切に維持管理が見込める場合には、耕耘機の供与も検討しようと考えているものです。最終的な導入是非は、調査を通じ確認します。 |
| 14 | P44 Ⅲ. 別紙1 案件概要表 | 糶運搬車両はどの程度の積載量を想定されておりますでしょうか。 | 地区内の流通量、集荷ルートなどを調査いただき、全体予算を勘案しご提案いただくことを想定しています。 |
| 15 | P47、案件概要表、7.その他留意事項、(1)安全管理 | ブルンジ F0 が推奨する宿泊施設のリストはありますか？ リストを共有して頂けますか？ | 推奨する宿泊施設のリストは公表しておりません。案件開始後にブルンジ F0 へご相談ください。 |
| 16 | P51、第3章、2、(2) 業務量目途と業務従事者構成案1) 業務量の目途 | (1) ブルンジ国稲作改善支援計画プロジェクトは、約46.25人月(現地:46.00人月、国内0.25人月)とありますが、第1期と第2期の人月の配分については記載していないので、コンサルタントの裁量で計画して良いという事でしょうか？ (2) 「灌漑稲作/収穫後処理」団員を「灌漑稲作」と「収穫後処理」に分けた場合、「灌漑稲作」の評価対象となる類似業務経験も収穫処理に係る各主業務となりましようか？ | (1)ご理解の通りです。 (2)P51 第3章1. (3)2)業務経験分野等【業務従事者:灌漑稲作／収穫後処理】①類似業務経験の分野について、以下のとおり修正します。 (修正前)収穫後処理に係る各種業務 (修正後)灌漑稲作又は収穫後処理に係る各種業務 また、「灌漑稲作」と「収穫後処理」に要員を分けた場合には、担当する業務との類似業務経験を評価することから、「灌漑稲作」団員の「収穫後処理」の経験は評価対象外となります。 |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 17 | P51 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (3)2)業務経験分野等 | 業務事者:灌漑稲作/収穫後処理の類似業務経験の分野について、収穫後処理に係る各種業務とあり、灌漑稲作が言及されていないが、収穫後処理とは別に灌漑稲作の類似業務経験の記述は不要か。 | No.16(2)に同じ。 |
| 18 | P51 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (1)業務工程 | 技プロでは、2期の契約履行期間となっていますが、第1期は計画フェーズという位置づけということでしょうか。 | No.4 のとおり、本件、技プロでは計画フェーズ及び本格実施フェーズの区分けはございません。技プロの第1期では「Ⅲ.ブルンジ国インボ開発公社収穫後処理施設における機材整備計画準備調査」において機材整備計画を検討する段階のため、稲作技術の能力向上に関する活動が主と想定しています。第2期は無償本体の実施フェーズに移行している想定のため、収穫後処理技術の改善に係る活動を実施することと考え、契約履行期間を2期に分けています。。 |
| 19 | P51、第3章、2、(2) 業務量目途と業務従事者構成案1)業務量の目途 | 「灌漑稲作/収穫後処理」団員を「灌漑稲作」と「収穫後処理」に分けた場合、「灌漑稲作」の評価対象となる類似業務経験も収穫処理に係る各主業務となりましようか？ | No.16(2)に同じ |
| 20 | P53、第3章、2、(5)対象国の便宜共用 | (1) 執務スペースの広さを教えてください。また、執務室のレイアウト図と室内写真を共有して頂けますか？ (2) 家具の具体的内容、数を教えてください。事務機器の具体的内容と数を教えてくださいか？ | (1)執務スペースはブジュンブラ市内の収穫後処理施設の事務室を想定しており、約10m×10m程度です。室内写真等はありませんので案件開始後に確認いただくこととなります。 (2)机2台、椅子2脚、会議用小テーブル1台です。事務機器はPCが2台です。 |
| 21 | P54、第3章、2、(6)安全管理 | (1) ブジュンブラ市とギテガ市間の移動に関する安全規定はありますか？ 移動手段にかかる規定はありますか？ (2) 説明会で活動範囲を示された地図を共有頂けますか？ (3) ブルンジでもフツとツチの民族間抗争があるが、プロジェクト対象地域における現状はどうなっ | 1. 安全管理については、JICA HP から JICA 国別安全対策情報をご確認ください。 2. インボ灌漑地区の範囲を示す図面については、以下に掲載の報告書 P43 をご参照ください。 https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12124517_02.pdf 3. 現在はブルンジにおいて民族間抗争はありません。 |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | | いますでしょうか？ | |
| 22 | P.57 3 施設調査(国内分析) 第 2 章Ⅲ. 第 5 条 3. 2,000,000 円 調査費一式 国内再委託費 | 左記の費目を「施設調査(現地国内分析)」とし、現地再委託費として定額計上することはできますでしょうか？ | No.11 に同じ |
| 23 | P57、第 3 章、4.、(4)定額計上について | 旅費・交通費として、C/P 日当、研修参加者日当が計上されています。C/P 日当、研修参加者日当の単価は設定されていると思いますので、その単価を教えてください頂けますか？ | CP 日当は 1,200 円、研修参加者日当は一回総額 150,000 円(5回分を計上)と計上していますが、単価設定は相手国機関とは未合意のため、案件開始後に調整を要するものです。 |
| 24 | P59 第3章 別紙 プロポーザル評価配点表 | 配点表(59 頁)の第 2 章(1)～(3)の配点は技プロ、準備調査がそれぞれ等分されると記載されていますが、プロポーザルの中で技プロ、準備調査にそれぞれ明確に分けて記載する必要はありますか？その場合、ページ数に制約はありますか？ | P50 に示すとおり、業務の実施方針等のうち、業務実施の基本方針と業務実施の方法を併せて 30 ページ以下で記載してください。なお、技プロ、準備調査の内容を分けて記載することが好ましいですが、それぞれの分量については制限ありません。 |
| 25 | | ブルンジに食糧管理制度等はあるのか？ 米は自由売買として規制はないのか？ この様なことは業務で調査するのか？ | 現状、ご指摘いただいた制度、規制の有無は確認できていません。詳細は案件開始後にご確認ください。 |
| 26 | | SRDI 参加の農家が生産した米の一部は民間精米業者が精米している。SRDI 自身が全量を買取る必要は無いのか？ SRDI としては民間参入を促進したい考えなのか？ | SRDI が全量買い取る必要はありません。民間参入を促すよりも、SRDI の扱い量を増やしたいと理解していますが、詳細は案件開始後にご確認ください。 |
| 27 | | 2KR の見返り資金はまだ残っているのか？ 残っている場合、本プロジェクトでの活用は可能なのか？ 近い将来ブルンジに対して 2KR を実施する予定はあるのか？ | 見返り資金の管理者は先方政府であり、使用についても先方政府の発意によります。詳細は案件開始後にブルンジ側にお問い合わせください。 2KR は現在、スキームとして存在おらず、よって実施の予定はありません。 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 28 | | 生産者組合と購買者とのマッチング等の活動をSRDIは行っているのか？ | SRDIはそのような経済活動は行っていない理解ですが、詳細は案件開始後にご確認ください。 |
| 29 | | ブルンジは貧困国であり、品質よりも価格が重視される。本プロジェクトでは高品質なコメ生産により、都市部や富裕層向けに販売することを目的としているのか、或いは稲作農家の技術を底上げしてモデル化するのが目的なのか？ | 稲作農家の技術の底上げ、コメバリューチェーンの改善の双方を目的としています。 |
| 30 | | 本プロジェクトではFVCのモデルを作ることが目的なのか、それとも、国家としての食糧増産を主眼とした、コメの品質や生産量を向上することが目的なのか？ | 本案件では、国産米の品質を向上させることで取引価格を向上させることが目的です。農家の稲作モチベーションを高めることで、その結果として食料増産に繋がるストーリーを想定しています。詳しくは案件概要表(P19)をご確認ください。 |

以上